

当協会の賛助会員に関する規程の概要

1 賛助会員が得られる便益

賛助会員は、協会の次に掲げる事業活動に参加することができます。

- (1) 協会の調査、研究及び開発への参加
- (2) 協会が所有する技術的資料の閲覧
- (3) 協会が主催する講演会への参加
- (4) 会報(FORN)の收受

2 会員資格

賛助会員になる資格を有する方々は以下のとおりです。

- (1) 電波及び電子機器に関する事業、研究、開発、製造及び販売に係る法人、事業所、団体又は個人
- (2) 電波利用システムを利用する法人、事業所、団体又は個人
- (3) 電波利用システムの健全な発展及び普及を図ろうとする法人、事業所、団体又は個人

3 入会の申込み方法

別紙の入会申込書によりお申し込みいただきます。

4 会費

- (1) 賛助会員の賛助会費の1口は、年額10万円です。
- (2) 新たに賛助会員になっていただいた方には、次の表により、入会時に当該事業年度の賛助会費を納入していただいております。

入会日の属する月から当該事業年度の3月までの月数	当該事業年度の賛助会費
12から7まで	1口につき年額10万円
6から1まで	1口につき年額 5万円

- (3) 賛助会員が既に納入した賛助会費は、返還することはできません。
- (4) 届出により退会することができます。

5 その他

以上に記載しているものの他は、当協会の賛助会員規程の定めによります。

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

一般財団法人電波技術協会
理事長 久保田 誠之 殿

申込者 氏

住 所

機 関 名

代 表 者

役職氏名

印

連絡者 住 所

所 属

氏 名

電話番号

FAX 番号

E メールアドレス

貴協会の目的に賛同しその事業に協力したいので、賛助会員規程第3条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

1 入 会 月 令和 年 月

2 賛助会費 年額 金 万円 (口)